

国立大学法人和歌山大学における教職員の任期に関する規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 23 号
最終改正 令和 7年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則第5条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における教職員の任期に関し必要な事項を定める。

(任期を定めて任用する教職員)

第2条 任期を設けて採用することのできる教職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学テニユア・トラック制度に関する規程又は本学研究者育成型テニユア・トラック制度に関する規程により採用されるテニユア・トラック教員
- (2) 寄附講座又は寄附研究部門に配置するために採用される教員
- (3) 共同研究講座又は共同研究部門に配置するために採用される教員
- (4) 競争的資金または運営費交付金によるプロジェクトのために採用される教員

(任期)

第3条 前条に定める教職員の任期については、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に定める者 原則5年とし、再任不可
- (2) 前条第2号から第4号に定める者 5年以内かつ当該経費が措置される期間

2 前項第2号の規定にかかわらず、任期は通算有期労働契約期間が5年を超えない範囲かつ当該経費の措置が延長される期間の範囲で、更新することができる。

(同意)

第4条 任期を定めて任用する場合には、文書により任用される者の同意を得なければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教職員の任期に関し必要な事項は、役員会の審議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第478号）

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日一部改正：法人和歌山大学規程第499号）

この改正規程は、平成18年4月28日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第580号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1212号）

この改正規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1386号）

教職員の任期に関する規程

- 1 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項における「通算有期労働契約期間」において、平成25年4月1日以後、本学との労働契約が無い期間（以下「無契約期間」という。）が6ヶ月（無契約期間の直前の通算有期労働契約期間が1年間に満たない場合は、その通算有期労働契約期間の二分の一の期間（1ヶ月に満たない端数を生じたときは、これを1月とみなす））以上ある場合は、当該無契約期間前の有期労働契約期間を含めないものとする。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1571号）

この改正規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1634号）

この改正規程は、平成27年3月19日から施行する。

附 則（令和2年7月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2296号）

この改正規程は、令和2年7月15日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2407号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2612号）

この改正規程は、令和5年4月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2823号）

- 1 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人和歌山大学における教職員の任期に関する規程第2条第5号の規定により雇用されていた者の任期等については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。